

議事要旨(2) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、退職給付に関する会計基準及び同適用指針の公開草案について 3 月の公表に向けた検討を行っており、今回は前回からの修正点を中心に文案について意見を伺いたい旨の説明があった。引き続き中根専門研究員より内容について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

（改正又は統合する会計基準等と公開草案との関係について）

- ・ ある委員より、今回見直しの対象となっている、企業会計審議会が公表した、従来の会計基準・意見書や、日本公認会計士協会が公表した実務指針、Q&A などは、新しい基準で置き換えられるのか否かについて確認したいとの質問があり、これに対して事務局より、すべてを新しい基準に置き換える旨の回答があった。

（会計基準外でなされる解釈について）

- ・ ある委員より、給付算定式に従う方法による退職給付見込額の期間帰属方法について、どのような場合が著しく後加重といえるかの判断を適用指針案等で示さない場合、年金数理人などが何らかの解釈を示すことも考えられるが、ASBJ としてはそのような解釈についても会計基準としての規範性を認めるのかとする質問があった。これに対して事務局より、仮にそのような解釈がなされた場合、それに基づく会計処理の妥当性の判断は最終的には監査人に委ねられるものと考えられる旨の回答があった。この委員からは、適用指針案において日本アクチュアリー会・日本年金数理人会の実務基準の抜粋が引用されているが、会計基準上はどのような位置付けになるのかという質問もあった。これに対して事務局より、参考資料として適用指針案に含める部分については、会計基準として追認していることになる旨の回答があった。

（未収掛金について）

- ・ ある委員より、国際的な会計基準との差異になるにも拘わらず、未収掛金を年金資産に含めるという従来の考え方を踏襲する方針かとの質問があった。これに対して事務局より、厚生年金基金制度に係る税務上の取扱いとの関係上、期末に未払掛金の計上を認め、この場合には未収掛金を年金資産に含めるべきという専門委員会での議論を踏まえたものである、とする旨の回答があった。

（翌年に退職給付制度に支払うと予想される金額の概算額の開示について）

- ・ ある委員より、翌年に積立型の制度に拠出する掛金の概算だけではなく、非積立型の制度における翌年の支払額の概算も開示した方が利用者にとって有用ではないかとの意見があった。これに対して事務局より、専門委員会における議論でも、両方を開示

すべきという意見が比較的多く、IASB で現在行われている開示の見直しの議論においても、後者を追加する方向で検討されているため、これらを踏まえてさらに検討する旨の説明があった。

- 一方、別の委員からは、予想情報の開示は慎重に検討すべきとの意見があった。これに対して事務局より、比較的幅のある「概算額」の開示であり、また、ここで求められる情報については、数理計算の際にすでに使用されている情報である旨の補足説明があった。

(過去勤務費用の認識時点の考え方について)

- ある委員より、過去勤務費用の認識時期は改訂日である一方で、制度の終了の場合は施行日とされており、この違いについて適用指針の文案の中で説明すべきではないかとの意見があった。これに対して事務局からは、意見を踏まえて検討する旨の回答があった。

以 上